

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第31号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年9月14日 15時00分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市男鹿島北岸沖 男鹿島灯台から真方位339° 2,500m付近 (概位 北緯34° 40.73' 東経134° 34.39')
事故等調査の経過	平成27年3月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ アペックスⅢ、0.2トン 253-32141兵庫、株式会社アペックスグループ B 水上オートバイ ドルフィン、0.2トン 260-45793兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、特殊小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 左舷外板及び船底部に亀裂を伴う擦過傷 B 右舷船首下部に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが乗り組み、男鹿島北岸沖を航行中、B船と衝突した。 B船は、船長Bが乗り組み、男鹿島北岸沖を航行中、A船と衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2 海象：不詳
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A 不明、B 不明 A 不明、B 不明 A 不明、B 不明 A船は、男鹿島北岸沖を航行中、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、男鹿島北岸沖を航行中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、男鹿島北岸沖において、A船及びB船が共に航行中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。